

令和 9 年度 淡路市 支給認定・保育利用のご案内

認可保育施設を利用する場合、教育・保育給付認定を受ける必要があります。
児童の年齢や利用する施設により認定区分は異なります。

認定区分	対象児童	利用できる施設等
1号認定	満3歳以上の児童	認定こども園(幼稚園機能)
2号認定	満3歳以上で保育を必要とする児童	保育所 認定こども園(保育所機能) 事業所内保育所(満3歳未満まで)
3号認定	満3歳未満で保育を必要とする児童	

●令和 9 年 4 月入所申込み

締 切 日	令和 8 年 11 月 30 日(月)
-------	---------------------

●令和 9 年 5 月以降の入所申込み ※令和 9 年 2 月 1 日以降受付

令和 9 年 5 月入所締切日	令和 9 年 2 月 26 日	令和 9 年 10 月入所締切日	令和 9 年 8 月 20 日
令和 9 年 6 月入所締切日	令和 9 年 4 月 20 日	令和 9 年 11 月入所締切日	令和 9 年 9 月 17 日
令和 9 年 7 月入所締切日	令和 9 年 5 月 20 日	令和 9 年 12 月入所締切日	令和 9 年 10 月 20 日
令和 9 年 8 月入所締切日	令和 9 年 6 月 18 日	令和 10 年 1 月～3 月入所締切日	令和 9 年 11 月 30 日
令和 9 年 9 月入所締切日	令和 9 年 7 月 20 日		

●入所申込書類の交付場所

淡路市役所子育て応援課（淡路市ホームページ）・各保育施設

●入所申込書類の提出場所（広域入所の申込みを除く※6 ページ 6 参照）

第一希望の保育施設 ※入所予定の子どもと一緒にお願いします。

申込み注意事項

- (1) 施設見学希望の場合は、施設が指定する日時に入園予定の子どもと一緒にご見学ください。
- (2) 申込書類は、全て揃っていないと受付できません。
- (3) 申込みの有効期限は、令和 10 年 3 月入所までです。ただし、認定期間を限度とします。
翌年度 4 月以降も入所希望の場合は、再度継続利用の申込みが必要です。
- (4) 障害や疾病、発達に心配がある児童は、事前に希望の施設にご相談ください。
入所決定後でも集団保育が困難な場合は、入所決定を取り消すことがあります。
- (5) 4 月入所決定のお知らせは、2 月ごろに発送する予定です。
利用調整により入園決定が第一希望園から変更となる場合は、入所決定前にお知らせします。
- (6) ならし保育の期間が各施設ごとにありますので、事前に施設にご確認ください。
- (7) 原則、月初入所、月末退所とします。日割りによる保育料の算定はしません。
- (8) 登降園の送迎は保護者が行ってください。体調不良等で急に迎えを依頼することがあります。
- (9) 理由なく 1 カ月以上欠席する場合は、退所とする場合があります。
- (10) 産まれる前の子どもの申込みは受付しません。

1. 市内保育施設

○保育所（園）

公私	施設名	所在地	電話番号	延長②	施設見学日	受付日	受付時間	対象児童
公立	塩田保育園	下司 1177 番地 1	62-1002		10 月 29 日 10 時～12 時	11 月 5・6 日	10 時～12 時 13 時～15 時	6 か月 以上
	中田保育園	中田 445 番地	62-2269		10 月 28 日 10 時～12 時	11 月 5・6 日		
	大町保育園	大町上 437 番地	62-2665	○	10 月 28 日 10 時～12 時	11 月 5・6 日		
	仮屋保育所	久留麻 1982 番地 3	74-4116	○	10 月 29 日 10 時～12 時	11 月 4・5 日		
	浦保育所	浦 632 番地	74-4117	○	10 月 29 日 10 時～12 時	11 月 4・5 日		
私立	志筑保育園	志筑 1542 番地 1	62-0222	○	10 月 28・29 日 10 時～ ※予約制	11 月 5 日・6 日		
	佐野保育園	佐野 1327 番地	65-0044		10 月 27・28 日 10 時～ ※予約制	11 月 4 日・5 日		

○認定こども園

公私	施設名	所在地	電話番号	延長②	施設見学日	受付日	受付時間	対象児童
公立	生穂認定こども園	生穂 2320 番地	64-1348	○	10 月 30 日 10 時～12 時	11 月 5・6 日	10 時～12 時 13 時～15 時	6 か月 以上
	北淡認定こども園	浅野神田 116 番地	82-0555	○	10 月 20 日 10 時～12 時	11 月 4・5 日		
	一宮認定こども園	郡家 392 番地 1	80-5678	○	10 月 27 日 10 時～12 時	11 月 5・6 日		
私立	聖隷こども園夢舞台	夢舞台 1 番地 37	72-2174	○	10 月 22 日 10 時～ ※予約制	11 月 9・10 日	8 時 30 分～17 時	
	認定こども園 恵泉保育園	志筑 2948 番地 1	62-1005	○	10 月 19・20 日 10 時～12 時 ※予約制	11 月 5・6 日	10 時～12 時 13 時～15 時	

○事業所内保育所

公私	施設名	所在地	電話番号	延長②	施設見学日	受付日	受付時間	対象児童
私立	ちびっこランドちどり	久留麻 25 番地 6	64-7555	○	要問い合わせ	11 月 12・13 日	10 時～12 時 13 時～15 時	6 か月 以上
	ちびっこランドぬくもり	志筑 818 番地 1	62-5055	○				

※延長②：19 時までの延長保育。

※施設が指定する受付日後に提出する場合は、施設に連絡のうえ提出ください。

2. 保育を必要とする事由・提出書類

1号認定を希望する場合は、保育を必要とする事由は必要ありません。

2号・3号認定を希望する場合は、保護者が保育を必要とする事由に該当する必要があります。

●1号認定

保育を必要とする事由	認定期間	保育必要量	備考
なし	小学校就学前まで	教育標準時間	

●2号・3号認定

保育を必要とする事由	認定期間	保育必要量	備考
就労	小学校就学前まで	標準時間・短時間	就労内容により決定
妊娠・出産	産前1ヶ月、産後2カ月まで		
疾病・傷害、介護・看護等	必要がなくなるまで		内容により決定
求職活動	入所月から3ヶ月	短時間	同年度内2回まで
就学	学校卒業まで	標準時間・短時間	就学内容により決定
育児休業(注)	育児休業の期間	短時間	
災害復旧	必要がなくなるまで	標準時間・短時間	内容により決定
その他	必要と認める期間		

(注)既に保育を利用している子どもで、下の子どもの妊娠出産後の育児休業中も継続利用が必要な場合。
※認定の有効期間の満了後も引き続き保育施設の利用を希望する場合は再度、認定を受ける必要があります。保育を必要とする事由に変更があれば都度、変更申請が必要です。※4ページ4参照

●利用できる時間（※時間は施設により異なる場合があります。）

7:00 8:00 9:30 13:30 16:00 16:30 18:00 19:00					
1号認定	教育標準時間	利用不可	9:30~13:30 (教育時間)	預かり保育	利用不可
7:00 8:00 9:30 13:30 16:00 16:30 18:00 19:00					
2号・3号認定	標準時間	7:00~18:00			延長保育
	短時間	利用不可	8:00~16:00	延長保育①	②

※認定こども園では、2号認定の9:30~13:30は、教育時間となります。

※土曜日は、1号認定は休み。2号・3号は正午までとなります。

※預かり保育、延長保育①②の利用は、申請のうえ、利用料がかかります。

※ちびっこランドちどり・ちびっこランドぬくもりは開園時間が8:00からとなります。

3. 提出書類

入所申込みに必要な書類は①~③です。①②は児童ごと。③は保護者（父、母）ごとに必要です。保護者の状況により必要な書類が異なりますので、ご注意ください。

①教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書

②家庭調査票

③保育を必要とする証明書類（1号認定希望の場合は不要です）

保護者の状況		必要書類
就	外勤	◎就労証明書 ※育休明けの場合、別途、復職確認
労	自営業、親族事業の専従者	◎事業経営届＋事業実施確認書類（開設届・確定申告書等）
妊娠、出産		母子健康手帳（表紙および分娩予定日のページ）
疾病		診断書等の医師や医療機関が疾病を証明する書類
障害		障害者手帳・療育手帳
介護・看護		◎病人等の介護（看護）証明書＋診断書、障害者手帳
求職活動		◎就労予定書
就学		在学中であることがわかるもの＋授業時間がわかるもの
災害復旧		り災証明書等
その他		市が必要と認める書類

◎は市所定の様式がありますので、原本を提出してください。◎以外の書類はコピーで可。

※転入等により市民税額が不明な方は、課税証明書等の提出が必要です。

※ひとり親の確認、児童の障害の確認のため、確認できる書類の提出が必要です。

4. 申請内容の変更

入所申請内容に変更があった場合は、必ず入所している施設を通じて変更する月の前月 20 日までに変更を届け出てください。（入所決定がまだの場合は、変更ありしだいすぐに）

届け出が不要な場合もありますので、施設の担当者に相談してください。

- （１）家族状況に変更があった場合
保護者の離婚、結婚など、保育料等に影響がありますので、すぐに届け出てください。
- （２）保育を必要とする事由に変更の場合
認定期間、保育必要量に影響がありますので、すぐに届け出てください。
- （３）転勤、就業内容の変更があった場合
保育必要量に影響があるため、すぐに施設の担当者に相談のうえ、届け出てください。

○提出書類

- ・変更申請書
- ・変更後の保育を必要とする事由の証明書類

5. 延長保育①・②、預かり保育（１号認定）

●延長保育（２号・３号認定の方のみ）

認定を受けた保育時間を超えて施設を利用する場合は、延長保育となります。保育料とは別に延長保育料がかかります。やむを得ない事情があり、延長保育が必要と認められる場合に限り利用できます。事前の申込みが必要ですので、通園している保育所等に申請してください。

【利用時間】

「延長保育①」：午後４時から午後６時

「延長保育②」：午後６時から午後７時

【実施施設】

「延長保育①」：全施設

「延長保育②」：志筑保育園・認定こども園恵泉保育園・生穂認定こども園・大町保育園・聖隷こども園夢舞台・北沢認定こども園・一宮認定こども園・浦保育所・仮屋保育所・ちびっこランドちどり・ちびっこランドぬくもり

●預かり保育（１号認定の方のみ）

認定を受けた教育時間を超えて施設を利用する場合は、預かり保育となります。預かり保育料がかか

ります。事前の申込みが必要ですので、通園している園に申請してください。

【利用時間】 午後 1 時 30 分から午後 4 時 30 分

【実施施設】 認定こども園全園

●延長保育料・預かり保育料の納付方法について

(1) 公立施設の場合 【淡路市が徴収】

利用月の翌月に延長保育料・預かり保育料を徴収します。

利用に応じ金額が決定しますので、事前のお知らせをしません。

※3 月に卒園する場合も、4 月に請求しますのでご注意ください。

(2) 私立施設の場合 【施設が徴収】

施設により異なりますので、施設にご確認ください。

6. 広域入所申込みについて

提出書類や条件などは、自治体ごとに異なりますので、確認のうえ、手続きしてください。

(1) 淡路市にお住まいの方（淡路市外の保育所等に申込みを希望）

○申込場所：淡路市役所 子育て応援課

(2) 淡路市外にお住まいの方（淡路市内の保育所等を申込みを希望）

○申込場所：現在お住まいの自治体

7. 保育料について

保育料は、世帯の市町村民税所得割課税額、保育必要量、年齢などにより決定します。

3 歳未満児の保育料は、4 月～8 月分は、令和 8 年度市町村民税により 4 月ごろ、9 月～3 月分の保育料は、令和 9 年度市町村民税により 9 月ごろに決定します。

※保護者（父、母）の合算により、計算します。

※市町村民税所得割課税額が不明で、課税証明書等の提出がない場合は、最高階層で計算します。

※保育料算定に使用する市町村民税所得割課税額は、税額控除の配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除、外国税額控除などは適用しません。

(1) 保育料ごとの請求区分について

	保 育 所	認 定 こ ど も 園	事業所内保育所
公立	淡路市	淡路市	
私立	淡路市	施設	施設

※保育料は、淡路市で決定するため入所施設による違いはありません。

(2) 保育料の納付方法について

①請求が「淡路市」の場合

□座振替または納付書による納付ができます。

○□座振替

□座振替依頼書を取扱金融機関にご提出ください。納付期限日に口座振替します。

○納付書

納期月中旬に納付書を郵送します。取扱金融機関、淡路市役所会計課窓口で納付ください。

取扱金融機関：淡路信用金庫、淡陽信用組合、淡路日の出農業協同組合、みなと銀行、
ゆうちょ銀行（納付書は近畿 2 府 4 県に限る。）

②請求が「施設」の場合

施設により異なりますので、施設にご確認ください。

(3) 年齢について

4 月 1 日現在の年齢で保育料を算定します。

年度の途中で年齢が変わっても当年度中の保育料は変わりません。(満 3 歳児になっても、無償化の対象となりません。翌年 4 月からの対象となります。)

(4) 保育料の軽減制度 ※法令改正により変更となる場合があります。

①国による軽減措置

○同時入所による軽減

同一世帯から同時に保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部又は児童デイサービスに入所している児童を年齢の高い順に数え、2 人目の保育料は半額、3 人目以降の保育料は無料となります。

○所得制限による軽減

・2 人親世帯の場合

市町村民税所得割課税額が 57,700 円未満の 3 号認定こどもの場合

→第 2 子の保育料を半額、第 3 子以降の保育料を無償化

・ひとり親世帯等の場合

市町村民税所得割課税額が 77,101 円未満

→第 1 子の保育料を軽減、第 2 子以降の保育料を無償化

※年齢に関わらず、生計同一の子がいる場合には第 1 子として計算することになり、第 2 子以降の保育所(園)・認定こども園等に入所のお子さんが軽減の対象となります。

②淡路市独自による軽減措置

○3 歳未満児の 2 割軽減

小学校在学の児童と 3 歳未満児の多子世帯において、保育料軽減の対象となる世帯の、3 歳未満児のうち上のお子様については、全額の保育料から 2 割を軽減して徴収します。

※国による軽減措置の対象となっている世帯は、該当しません。

③淡路市(兵庫県)独自による保育料の補助

保育所(園)、認定こども園等に通う多子世帯に対して保育料の一部を助成いたします。ただし、国による軽減措置や淡路市独自による軽減措置の対象でないなど、条件を満たす世帯に限ります。(詳しくは、子育て応援課にお問い合わせください。)

※複数の軽減制度に該当する場合は、有利な軽減制度を適用します。

(参考)令和 8 年度 利用者負担額(保育料)徴収基準額表

【1号認定：教育認定、2号認定・3号認定：保育認定】(淡路市)

各月初日の入所児童の 属する世帯の階層区分			保 育 料 月 額 (円) 上段の()が保育短時間金額、下段が保育標準金額		
階層	定 義		3号認定		1・2号認定
			乳児	1.2歳児	3歳児以上児
第1	生活保護世帯等		(0) 0	(0) 0	(0) 0
第2	市町村民税非課税世帯		(0) 0	(0) 0	
第3	市町村民税所得割非課税世帯 ※均等割課税世帯		(11,000) 12,000	(11,000) 12,000	
第4	市町村民税所得 割の額の区分が 次の区分に該当 する世帯	48,600円未満	(18,000) 19,500	(18,000) 19,500	
第5		48,600円以上 97,000円未満	(28,000) 30,000	(28,000) 30,000	
第6		97,000円以上 133,000円未満	(36,000) 38,000	(33,000) 35,000	

第7		133,000円以上 169,000円未満	(42,500) 44,500	(38,000) 40,000	
第8		169,000円以上 235,000円未満	(49,000) 51,000	(43,500) 45,500	
第9		235,000円以上 301,000円未満	(55,500) 57,500	(48,500) 50,500	
第10		301,000円以上 397,000円未満	(62,000) 64,000	(54,000) 56,000	
第11		397,000円以上	(76,000) 78,000	(65,500) 67,500	

※母子・父子世帯や児童や保護者が障害をお持ちの世帯は、保育料が一部階層で異なります。

各月初日の入所児童の 属する世帯の階層区分		保 育 料 月 額 (円) 上段の()が保育短時間金額、下段が保育標準金額		
階層	定 義	乳児	1.2歳児	3歳児以上児
第2	市町村民税非課税世帯	(0) 0	(0) 0	(0) 0
第3	市町村民税所得割非課税世帯 ※均等割課税世帯	(5,000) 5,500	(5,000) 5,500	
第4	市町村民税所得 割の額の区分が	(8,500) 9,000	(8,500) 9,000	
第5	次の区分に該当 する世帯	(9,000) 9,000	(9,000) 9,000	

8. 給食費（副食費）について

3歳児以上児の保育料は無償ですが、給食費（副食費）がかかります。

給食費（副食費）は施設により金額が異なります。公立施設の場合は、月額 5,000 円です。

※3歳未満児の給食費（副食費）は保育料に含まれています。

（1）給食費（副食費）ごとの請求区分について

	保 育 所	認定こども園
公立	淡路市	淡路市
私立	施設	施設

（2）給食費（副食費）の納付方法について

保育料の納付方法と同じです。（5ページの「保育料の納付方法について」を確認ください。）

（3）給食費（副食費）の徴収免除制度 ※法令改正により変更となる場合があります。

①市民税所得割課税額が一定の金額未満の場合

1号認定：市民税所得割課税額が 77,101 円未満

2号認定：市民税所得割課税額が 57,700 円未満（ひとり親世帯等の場合は、77,101 円未満）

②全所得階層の第3子以降の場合

1号認定：小学校第3年生までの子どもで最年長の子どもから3人目以降

2号認定：小学校就学前の子どもで最年長の子どもから3人目以降

9. 育児休業明けの復職確認について

育児休業明けの就労事由による申し込みの場合、復職の確認をします。対象者には、案内を送付しますので、指定の期限までに提出ください。（提出がない場合、支給認定取消となる場合があります。）

10. 育児休業の延長希望がある場合について

1歳になる時点で保育所等に入所できないことを理由に、育児休業の延長ができる場合で、育児休業の延長を希望する場合は、申込みの際にその旨を申し出てください。

※利用調整において減算しますが、申込み状況によっては入所決定となる場合があります。

11. 公立保育施設の在園児が少数となった場合について

申込みの結果、在園児が10人以下となる施設は、休園とする（時期を早める）場合があります。

休園となる施設の園児は、統合先の施設に入園をご案内します。

※塩田保育園・中田保育園・大町保育園は、新設こども園へ再編する計画があります。



※市ホームページ →

12. 利用調整基準について

保護者の利用希望が施設の受入能力を上回り、全員の利用が困難である場合に、下記の基準に基づく優先順位にしたがって利用調整を行います。

保育を必要とする事由やその状況に応じた「（１）基本点数表」とその他の状況に応じた「（２）調整点数表」の点数を合計し、希望順位順で合計点数の高い世帯の児童から優先順位を決定する。

1. 基本点数

- ・父母の保育を必要とする事由を基本点数とする。
- ・父母それぞれの基本点数が異なる場合は、低い基本点数を適用する。
- ・父母がいない場合は、父母以外の保護者の基本点数を適用する。

2. 調整点数

- ①世帯の状況、②就労状況、③きょうだいの状況などに応じて加減点する。
- ・調整点数の加算は、対象となることが証明できた項目を加算する。
- ・調整点数の減算は、対象とならないことが証明できた項目は減算しない。

3基本点数と調整点数の合計点数が同一点数の場合は、「（３）同一点数時の順位」により決定する。

（１）基本点数表

保育を必要とする事由	細 目	点数
就 労	月実働120時間以上	70
	月実働64時間以上	60
	月実働48時間以上	50
妊娠・出産	産前（予定月の前1ヶ月）から産後（出産月の後2カ月）	40
保護者の 疾病・障がい	（１）疾病・負傷により常時臥床又は1ヶ月以上の入院 （２）身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育手帳のAの交付を受けている場合	70
	（１）疾病、負傷の治療や療養のため1ヶ月以上の自宅での安静加療が指示されている場合 （２）身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けている場合	60
	慢性疾患・長期疾病のため病床で過ごさないが、1ヶ月以上自宅での療養を指示されている場合	50
親族の介護・看護	親族の介護又は看護が必要な場合（就労を準用）	70～50
災害復旧	災害により自宅等の復旧に当たっている場合	70
就学	職業訓練校、専門学校、大学等に就学している場合(就労を準用)	70～50
求職活動	求職中である場合	20
その他	その他保育が必要な事由に市長が認める場合	※

※ほかの理由と比較し、別途判断する。

（注）就労、介護・看護、就学事由で、必要書類により月実働時間が算出できない場合は下限点を適用する。

(2) 調整点数表

項 目	細 目	点数
ひとり親世帯	ひとり親世帯で保育を必要とする事由が求職活動以外の場合	20
	ひとり親世帯で保育を必要とする事由が求職活動の場合	10
地域型保育事業の卒園児	地域型保育事業を卒園する児童の場合	11
認可外保育施設の卒園児	認可外保育所を卒園した児童の場合	1
産休又は育休明	産休明け、育休明けによる復職予定者の場合	10
きょうだい	きょうだいが同時に申込する場合	11
	既にきょうだいが利用している保育所等に申込する場合	11
就労内容	保護者が保育士、保育教諭として、市内の保育所・認定こども園・地域型保育事業所・企業主導型保育所に勤務する場合	30
障害者手帳の有無	申込児童が身体障害者手帳の 1・2 級、精神障害者保健福祉手帳 1・2 級、療育手帳Aの交付を受けている場合	5
	申込児童が身体障害者手帳 3 級以下、精神障害者保健福祉手帳 3 級、療育手帳B以下の交付を受けている場合	3
	保護者、申込児童のきょうだいが障害者手帳、療育手帳の交付を受けている場合（保育を必要とする事由が障がいを除く）	2
DV	第三者機関による書類で保護等の確認ができる場合	3
市外居住者	市外に居住しており、転入予定がない場合	△40
就労内容	保育を必要とする事由が就労（月実働 120 時間以上）である保護者が配偶者控除、扶養控除の被扶養者となっている場合でかつ雇用主が保護者の配偶者又は三親等以内の親族の場合	△20
	保育を必要とする事由が就労（月実働 120 時間以上）である保護者が配偶者控除、扶養控除の被扶養者の場合	△10
	保育を必要とする事由が就労（月実働 64 時間以上）である保護者が配偶者控除、扶養控除の被扶養者の場合	△5
	自宅での家内労働者又は内職者の場合	△20
介護・看護内容	被介護者が障害者手帳又は要介護認定若しくは診断書など介護・看護の必要性が確認できるものがない場合	△20
転園希望	認可保育施設を利用しており、別の認可保育施設の利用を希望する場合（4 月入所希望を除く）	△10
保育料滞納	世帯内で保育料の滞納がある場合	△40
育児休業延長可能	保育所等に入所できない際に、育休延長が許容できる場合（申込み時に申出が必要）	△90
その他	市長が特に必要と認める場合	※

※ほかの理由と比較し、別途判断する。

(3) 同一点数時の順位

順位	内容
1	淡路市民（転入予定者を除く）
2	基本点数が高いもの
3	申込児童の小学生以下のきょうだいの人数が多い順
4	保育施設と同じ小学校区に住所をするもの
5	直近課税年度の利用者負担額にかかる市区町村民税額の低い順

令和 8 年 9 月発行
淡路市健康福祉部子育て応援課
淡路市生穂新島 8 番地
電話番号：0799-64-2134